

第4 都民の生活を支える安心を推進します ＜生活福祉分野＞

（低所得者・離職者対策）

- 都は、一定所得以下の方を対象に、生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ人を支援するため、平成20年度から、3か年の緊急事業として、生活安定化総合対策事業を開始しました。
- この事業では、区市町村に相談窓口を整備し、低所得者の生活・就労相談に応じるほか、職業訓練や生活資金の貸付け、学習塾等受講料の貸付けを行っています。
また、住居喪失不安定就労者に対する生活・就労・住宅相談を行うためにサポートセンターを設置するなど、様々な支援を実施しています。
- こうした取組は、国を動かし、職業訓練や生活資金の貸付けや住宅手当等、第二のセーフティネットの構築につながりました。また、ハローワークを中心として生活・就労・住宅支援ができるよう、住居・生活支援アドバイザーや生活福祉・就労支援協議会の設置なども始められました。
- しかしながら、依然として厳しい雇用情勢が続いており、国に対して第二のセーフティネットの一層の機能強化を提案要求するとともに、都としても住民に身近な区市町村と連携して、低所得者・離職者の生活の安定に向けた取組を進めていく必要があります。

（人材の確保）

- 少子化による若年労働人口の減少に加え、介護職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすいことなどから、介護サービスを支える人材の確保が課題となっています。
- 以前と比べ状況は改善しつつありますが、平成22年10月現在、東京における介護分野の有効求人倍率は2.48倍と全職業の0.70倍を大きく上回っています。
- 高齢化の進展に伴い、今後さらに増加が見込まれる介護ニーズに対応していくためには、介護従事者を安定的に確保することが必要です。

- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組を進めていく必要があります。

（福祉のまちづくりの推進）

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- この条例改正とあわせて、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 都は、この計画において、これまでのバリアフリーの考え方を発展させ、「はじめからできるだけ多くの人々が利用できるようデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることとし、そうした視点に立った普及啓発や取組を行う区市町村を支援しています。
- また、公共交通機関における移動の円滑化を目的として、駅のエレベーター等の整備を鉄道事業者と協働して行う区市町村に対して補助を行うとともに、ノンステップバスを導入する民営バス事業者に対して購入経費の一部を補助しています。

【平成 23 年度の取組】

- このようなことを踏まえ、平成23年度においては以下の取組を推進します。

- 1 低所得者・離職者の生活の安定に向けて支援します**
- 2 福祉人材の育成・確保への取組を充実します**
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者の生活の安定に向けて支援します

～安定した生活への道を切り開き社会を支える力に～

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

主な事業展開

① 低所得者・離職者対策事業【新規】 包括補助

- 低所得者・離職者対策の強化を図るため、住民に身近なサービスを提供する区市町村による主体的な取組を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

<区市町村への支援メニュー>

- ネットワークの構築
 - 福祉、就労、教育等の各部局や社会福祉協議会、NPO法人等との連携体制の構築
- 相談窓口等の整備
 - 常設の相談窓口の設置
 - 就労支援相談員（キャリアカウンセラー）の配置
 - 窓口相談員の研修、マニュアル作成
- 地域の低所得者等への支援
 - 就労部門や企業と連携した就職フェア、合同面接会の実施
 - 各種支援の効果的な広報・普及啓発活動

② 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業【新規】 997 百万円*

- 都内に拠点相談所を設置し、第二のセーフティネットが利用できない低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行います。

*他局計上分を含む

③ 受験生チャレンジ支援貸付事業【新規】 574 百万円

- 低所得世帯の子供たちを支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付を行います。

[（貸付限度額）学習塾等受講料：20万円、高校受験料：5万4千円、大学等受験料：10万5千円]

2 福祉人材の育成・確保への取組を充実します

～より質の高い福祉サービスの実現に向けて～

福祉の仕事の魅力・やりがいを高め、人材の確保・定着を図るとともに、質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成するために、効果的な支援策を実施します。

主な事業展開

- 経営者・チームリーダー層等マネジメント促進事業 8 百万円
 - ・ リスクマネジメントや人事管理等の視点に重点をおき、体系的に構築したガイドラインの開発や研修実施等により、業界全体の健全化、適正化の向上を推進します。

- スキルアップ・定着支援推進研修事業 包括補助
 - ・ 民間施設・事業者における職員の定着・資質向上を図るため、有資格者等を対象に、能力向上を目的とした研修を実施する区市町村を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

- 福祉人材センターによる就労支援の強化 120 百万円
 - ・ 福祉人材確保ネットワーク事業
都内の福祉施設がネットワークを組んで、合同採用試験、採用時合同研修、法人間人事交流を実施することで、福祉人材の確保や定着、育成を図ります。
 - ・ キャリアカウンセリング・能力開発講座の実施
介護福祉士等の有資格者を対象として、民間就職支援会社等を活用したキャリアカウンセリングや能力開発講座を実施し、介護分野への再就職を支援します。
 - ・ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン
福祉の仕事の魅力、やりがいをアピールするイベントを実施し、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を目指します。
 - ・ 有資格者データ管理システム
ヘルパー研修等の修了者のデータをシステムで管理し、福祉人材センターの各種案内の送付に活用することで、資格を持ちながら就労していない潜在的有資格者へ効果的に情報提供を行います。

- 新卒者等応援緊急介護人材育成事業【新規】 300 百万円
 - ・ 就職活動中の高校・大学新卒者等の介護分野への就職を支援するため、ホームヘルパー2級の取得講座を無料で受講できる機会を提供するとともに、福祉人材センターにおいて就職の相談とあっせんを行います。

3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

～すべての人が安全・安心・快適に暮らし、訪れることができるまちづくり～

福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づいた条例に改正したことを機に策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、福祉のまちづくりの取組をより一層推進します。

主な事業展開

- ③〇 **ユニバーサルデザイン整備促進事業** 638 百万円
- ・ ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業
区市町村におけるユニバーサルデザインの視点に立った先駆的な福祉のまちづくり事業を支援します。 [12 地区]
 - ・ とうきょうトイレ整備事業
だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレ環境の整備を行う区市町村を支援します。 [16 地区]

<整備事例>



- ③〇 **鉄道駅エレベーター等整備事業** 52 百万円
- ・ 民間鉄道事業者と協働して駅にエレベーター等を整備する区市町村に対して、設置に係る必要経費を補助することにより、駅のバリアフリー化を進めていきます。
[2 駅]
- ③〇 **だれにも乗り降りしやすいバス整備事業** 248 百万円
- ・ ノンステップバスの整備を進める民営バス事業者に対して、購入経費の一部を補助することにより、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図ります。
[246 両]